

## ○公平委員会設置条例

制 定 昭 34. 3. 26 条例 6

最近改正 昭 57. 6. 25 条例 6

**第 1 条** 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第 7 条第 3 項の規定に基づき、この組合に公平委員会を設置する。

**第 2 条** 前条の公平委員会は、その名称を大和川右岸水防事務組合公平委員会といい、事務所を大阪市住吉区遠里小野 7 丁目 8 番 18 号、大和川右岸水防事務組合事務所内に置く。

**第 3 条** 公平委員会の委員は、いずれも非常勤とする。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則(昭 57. 6. 25 条例 6)

この条例は、公布の日から施行する。